

飯塚市安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱

平成22年4月2日

飯塚市告示第93号

改正 R6-307

(趣旨)

第1条 飯塚市安全・安心まちづくり推進条例(平成21年飯塚市条例第28号)に規定する安全・安心まちづくりの推進をするため、団体による犯罪の防止のための自主的な活動に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(R6-307一改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 市民が自主的に組織する団体(ボランティア団体、自治会、PTA、NPO法人等を含む。)であって、地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体をいう。
- (2) ながら防犯 福岡県が定めるみんなで防犯応援隊運動推進要綱(平成4年3月10日付け3生安第4385号)第2条に規定するながら防犯をいう。

(R6-307一改・追加)

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 継続的かつ計画的に、安全・安心まちづくり活動を行うことができる団体
- (2) 福岡県が定める福岡県地域防犯活動団体登録運用要領(平成19年6月11日付け19消安第1131号)に基づき、地域防犯活動団体(福岡県内で防犯を目的として活動する団体)に登録している団体及び登録予定の団体
- (3) 代表者(法人格を有する団体にあっては、法人の役員。次号において同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でない団体
- (4) 代表者が、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

(R6-307一改・追加)

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業及びその経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業、特定の者を対象とした事業、市外で実施する事業その他市長が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、1団体につき10万円以内で市長が定める。

(R6-307一改)

(補助の対象期間)

第6条 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金の決定日の属する年度内とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補

助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(令和6年10月18日 告示第307号)

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

(R6-307一改)

対象事業	対象経費
団体が行う安全・安心に資する活動	安全・安心まちづくり活動を行うために必要な次に掲げる経費とする。 (1) 備品等購入費 資機材(帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、タスキ、ステッカー、のぼり旗、拡声器、懐中電灯、青色回転灯等) ※ パトロールカード、わんわんパトロール用リード、エコバッグ等「ながら防犯」に係る物品を含む。 (2) 研修会及び会議費 経費(会議室使用料、講師謝金、コピー代等)

	<p>(3) 啓発用品購入費 資機材(看板、防犯ブザー、パンフレット等の製作、 購入費等)</p> <p>(4) 防犯凶上訓練又は安全マップ作成に係る経費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経 費</p>
--	--